

知的財産ポリシー

国立感染症研究所

基本的な考え方

国立感染症研究所（以下「感染研」という。）における業務の目的は、感染症を制圧し、国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、広く感染症に関する研究を先導的・独創的かつ総合的に行い、国の保健医療行政の科学的根拠を明らかにし、また、これを支援することにある。

本ポリシーは、上記感染研の使命を踏まえ、TLO法（大学等技術移転促進法）に基づき、知的財産活動に積極的に取り組んでいくための基本となる考え方や取り組みを定めたものである。

- (1) 感染研は、優れた研究成果を創出するとともに、その成果について、広く公共の福祉に結びつけるために、必要に応じて、特許等の知的財産として保護し、管理し、活用を図ることとする。
- (2) 知的財産の創出の推進：感染研の使命を踏まえ、知的財産創出に結びつく研究の遂行にあたっては、まず先行技術調査を適切に行い、戦略的に優れた研究成果の創出を目指すこととする。その成果については、知的財産権の創出や論文発表により、広く社会に周知し、社会の発展への貢献に努める。
- (3) 知的財産の活用の推進：研究成果の知的財産としての普及に向け、企業、大学、国等の連携も重視し、優れた研究成果から得られた知的財産の活用に努める。また、知的財産権の事業化も含め、社会貢献に結びつく実用化への寄与にも努めることとする。

平成30年7月12日